様式第 15

施行規則第 12 条第 11 項の規定による臨時報告書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

郵 便 番 号
会 社 所 在 地
会　 社　 名
電 話 番 号
代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 11 項の規定（当該規定が準用される場合を含む）により、下記の事項を報告します。

記

1　報告者の種別について

報告者の種別	□第一種特別贈与認定中小企業者　□第二種特別贈与認定中小企業者 □第一種特例贈与認定中小企業者　□第二種特例贈与認定中小企業者	
報告者に係る認定年月日等	認定年月日及び番号	年　月　日（　　号）
	贈与認定申請基準日	年　月　日
	臨時贈与報告基準日	年　月　日
	臨時贈与報告基準期間	年　月　日 から　年　月　日
	臨時贈与報告基準事業年度	年　月　日 から　年　月　日

2　経営承継受贈者について

臨時贈与報告基準日における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
臨時贈与報告基準日における同族関係者との保有議決権数の合	(b)+(c)	個

<table>
<tr><td colspan="3">計及びその割合</td><td>((b)+(c))/(a)　　%</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>臨時贈与報告基準日における保有議決権数及びその割合</td><td>(b)　　個
(b)/(a)　　%</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1)
（本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。）
□第 70 条の 7　　□第 70 条の 7 の 5</td><td>個</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>(*1)のうち臨時贈与報告基準日までに譲渡した数</td><td>個</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">臨時贈与報告基準日における同族関係者</td><td>氏名（会社名）</td><td>住所（会社所在地）</td><td>保有議決権数及びその割合</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>(c)　　個
(c)/(a)　　%</td></tr>
</table>

3　会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

<table>
<tr><td colspan="2">会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無</td><td>有□　無□</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(*2)を発行している場合にはその保有者</td><td>氏名（会社名）</td><td>住所（会社所在地）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

4　認定中小企業者等について

<table>
<tr><td colspan="2">主たる事業内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">贈与認定申請基準日（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨時贈与報告基準日における資本金の額又は出資の総額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>贈与認定申請基準日（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">贈与認定申請基準日（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨時贈与報告基準日における準備金の額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>贈与認定申請基準日（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">認定に係る贈与の時の常時使用する従業員の数</td><td>贈与の時</td><td>贈与の時の 100 分の 80 の数</td></tr>
<tr><td>(a)　　人</td><td>(a)×80/100
人</td></tr>
<tr><td>臨時贈与雇用判定期間</td><td colspan="2">年　　月　　日　　人</td></tr>
</table>

内に存する贈与報告基準日及び当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数並びに常時使用する従業員の数の平均	年　月　日	人
	年　月　日	人
	年　月　日	人
	常時使用する従業員の数の平均	人
臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	

臨時贈与報告基準事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分（(*3)を除く。）			(1)　円	(12)　円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*3)			(2)　円	(13)　円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3)　円	(14)　円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4)　円	(15)　円
	現に自ら使用していないもの			(5)　円	(16)　円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)　円	(17)　円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7)　円	(18)　円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)　円	(19)　円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9)　円	(20)　円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10)　円	(21)　円

	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11)　　円	(22)　　円

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)　　円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)　　円
資産の帳簿価額の総額	(24)　　円	総収入金額	(26)　　円
臨時贈与報告基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27)　　円
		損金不算入となる給与	(28)　　円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28))　　%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26)　　%
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く）			円

5　やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年　　月　　日
その事由	
解消見込時期	年　　月頃

6　相続の開始の時における特別子会社について

区分			特定特別子会社に　該当 / 非該当
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数			(a)　　個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合

			(b) 個 (b)/(a) %

（備考）

① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

② 報告書の写し及び施行規則第 12 条第 12 項各号に掲げる書類を添付する。

③ 本様式における第一種特別贈与認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例贈与認定中小企業者について準用する。なお、本様式において「認定中小企業者」、「経営承継受贈者」、「経営承継贈与者」、「贈与認定申請基準日」、「臨時贈与報告基準日」、「臨時贈与報告基準期間」又は「臨時贈与報告基準事業年度」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。

④ 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

⑤ 臨時贈与報告基準事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

⑥ 報告者の経営承継受贈者が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者が施行規則第 9 条第 10 項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

① 報告者が株式交換等により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「臨時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数」については、第一種特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に第一種特別贈与認定中小企業者だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。

② 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。

③ 「(*2)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載

し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

④　「認定に係る贈与の時の常時使用する従業員の数」の贈与の時の100分の80の数は、その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数とする。

⑤　「臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日及び当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の平均」については、臨時贈与雇用判定期間（認定に係る贈与税申告期限の翌日から経営承継贈与者の死亡の日の前日までの期間）内に存する贈与報告基準日及び当該基準日における常時使用する従業員の数及びそれぞれの贈与報告基準日における常時使用する従業員の数を当該基準日の数で除して計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数とする。）を記載する。

⑥　「臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名」については、臨時贈与報告基準期間内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。

⑦　「臨時贈与報告基準事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、臨時贈与報告基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑧　「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑨　「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。「臨時贈与報告基準日における」については経営承継贈与者の相続の開始の直前における状況を、「臨時贈与報告基準日までに」については経営承継贈与者の相続の開始の直前までの状況を、それぞれ記載する。

⑩　「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。

⑪　「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑫　「特別子会社」については、臨時贈与報告基準期間中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。